

社団法人豊浦産業振興事業団定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人豊浦産業振興事業団（以下「事業団」という。）という。

(事務所)

第2条 事業団は、事務所を山口県下関市豊浦町大字川棚 5262 番地 1 に置く。

(目 的)

第3条 この事業団は、下関市が行う各種地域振興事業のうち、豊浦町管内（以下「管内」という）の持つ優れた自然環境の利用方法の研究、管内で生産される特産品の普及及び、地域の特性を活かした都市と農村の交流事業を、管内農林漁業団体及び商工会、観光協会等が、有機的に結合し、計画的、組織的に進め、もって地域産業の振興に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 下関市豊浦自然活用総合管理センター等公共的施設の管理運営事業
- ② 観光、商工、農林、漁業の開発・運営に関する研究
- ③ 特産品に係る調査・研究・開発・販売事業
- ④ レンタル農園、体験農園等の斡旋及び管理並びに体験漁業の斡旋事業
- ⑤ 各種イベント、交流事業の開発・調整・運営
- ⑥ 人材活用事業の開発・運営
- ⑦ その他前項の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この事業団の会員は次のとおりとする。

- (1) 下関市
- (2) 旧豊浦郡管内に事業所（支所・支店を含む）を置く経済団体
- (3) この事業団の目的に賛同するもの

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会を認められた会員は、理事会で定められた日以内に入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 入会金1口以上を納入しなければならない。

2 入会金1口の額は、5万円とする。

3 入会金は、現金をもってその全額を払い込むものとする。

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納付しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 死亡または失踪宣告をうけたとき

(2) 禁治産または準禁治産の宣告をうけたとき

(3) 解散又は破産したとき

(脱会)

第10条 事業団を脱会しようとする者は、その理由を記した脱会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 事業団は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただしその会員に對し総会の開催の10日前までに、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この事業団の定款又は規則に違反したとき

(2) 事業団の名誉をき損し、またその設立の趣旨に反する行為をしたとき

(3) 会費を3年以上納付しないとき

(会費等の不返還)

第12条 既納の会費は、会員が脱会した場合においても、これを返還しない。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第13条 事業団に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以内(理事長及び副理事長を含む。)

(2) 監事 3人以内

2 役員は、総会において選出する。

3 理事は、その互選により理事長及び副理事長を定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、事業団を代表し、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第15条 役員の任期は3年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員に役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合は、総会の決議により、解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。

(報 酬)

第17条 役員に報酬をあたえることができる。

2 報酬の額は、これを受ける役員その他については、総会の議決を受けなければならぬ。

(職 員)

第18条 事業団に、職員若干名を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

(機 能)

第21条 総会は、この定款の別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他事業団の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款の別に規定するもののほか、次の事項を決定する。

(1) 総会の決議した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関するこ

(開催)

第22条 通常総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催するものとする。

- 1 臨時総会は、理事会が必要があると認めたとき、又は会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 2 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の3分の2以上からの会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(召集)

第23条 会議は、理事長が召集する。

- 2 会議を招集するには、会議の日時、場所および目的たる事項を記載した書面を、少なくとも5日前までに、会員に通知しなければならない。ただし、理事長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

- 2 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては理事の2分1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、この定款の別に規定するもののほか、会員入会金1口に対し1表決権を有するものとし、出席会員の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、会議に出席したものとする。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長および出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 事業団の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 この事業団の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決により定める。

(経費の支弁)

第31条 事業団の経費は、資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第32条 事業団の收支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、收支決算は年度終了後2ヵ月以内に、收支決算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。但し、年度開始前までに新年度予算が成立しない時は、成立するまでの期間、前年度予算を暫定的に執行することが出来る。

(会計年度)

第33条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会において会員4分の3以上の同意を経、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第35条 事業団は、民法第68条第1項第2号から第4号まで、及び同条第2項の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第36条 事業団の解散に伴う残余財産は、理事会および総会においてそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この事業団と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第7章 雜 則

(細 目)

第37条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(附 則)

1. この事業団の設立当初の役員は、第13条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず平成3年3月31日までとする。
2. この事業団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第21条第1項第2号及び第2項第2号並びに第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この事業団の設立当初の事業年度は第33条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。

改正 平成3年5月20日

改正 平成17年3月10日